

子どもの権利条約

配付：一般

2019年3月5日

原文： 英語

子どもの権利委員会

日本の第 4、5 回合併定期報告書に関する総括所見*

[日本語抄訳]

I. 序論

1. [子どもの権利]委員会は、2019年1月16日および17日に開かれた第2346回および第2347回会合(CRC/C/SR.2346 及び 2347 参照)において、日本の第4回・第5回合併定期報告書(CRC/C/JPN/4-5)を検討し、2019年2月1日に開かれた第2370回会合においてこの最終見解を採択した。

2. 委員会は、締約国[日本]における子どもの権利状況についてよりよく理解させてくれた、締約国の第4回・第5回合併定期報告書および求釈明書に対する文書回答(CRC/C/JPN/Q/4-5/Add.1)の提出を歓迎する。委員会は、締約国の多部門から成る代表団との間に持たれた建設的対話に、評価の意を表する。

II. 締約国によってとられた前回の勧告への対応および達成された進展

3. 委員会は、女性および男性の双方について最低婚姻年齢を18歳と定めた2018年の民法改正、2017年の刑法改正、2016年の児童福祉法改正、および、児童ポルノの所持を犯罪化することになった児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正を含む、締約国がさま

* 委員会によって、第80セッション（2019年1月14日－2月1日）で採択された。

さまざまな分野で達成した進展を歓迎する。委員会はまた、子供・若者育成支援推進大綱（2016年）、第4次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（2018年）および子供の貧困対策に関する大綱（2014年）のような、前回の審査以降に子どもの権利に関連してとられた制度的および政策的な措置も歓迎する。

Ⅲ. 主要な懸念の領域および勧告

4. 委員会は、締約国に、[子どもの権利]条約に盛り込まれたすべての権利が不可分かつ相互依存していることを締約国が想起するよう求め、この最終見解に含まれているすべての勧告の重要性を強調する。委員会は、**緊急に処置が講じられなければならない**以下の諸分野に関わる勧告について、締約国の注意を喚起したい：差別の禁止(18段落)、子どもの意見の尊重(22段落)、体罰(26段落)、**家庭環境を奪われた子どもたち(29段落)**、生殖に関する健康および精神保健(35段落)ならびに少年司法(45段落)である。

5. 委員会は、締約国が、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施過程全体を通じ、条約、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書、および子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書にしたがって、子どもの権利の実現を保障するよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、17の目標の達成を目的とする政策およびプログラムの立案および実施において、それが子どもたちに関することであるかぎり、子どもたちに意味ある参加を保障することを、強く求める。

A. 実施に関する一般的措置（第4条、第42条および第44条（6））

留保

6. 委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、10段落）にのっとり、締約国が、条約の全面的適用の妨げとなっている第37条（c）への留保の撤回を検討するよう勧告する。

立法

7. さまざまな法律の改正に関して締約国から提供された情報には留意しつつ、委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ、既存の国

内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための対策をとるよう、強く勧告する。

包括的な政策および戦略

8. 委員会は、締約国が、条約が対象とするすべての分野を包含し、かつ政府諸機関間の調整および相互補完性を保障する包括的な子ども保護政策を策定するとともに、十分な人的・技術的・財政的資源に裏づけられた、当該政策のための包括的な実行戦略も策定するよう、勧告する。

統括

9. 委員会は、締約国が、部門を横断し、そして国、地方および地元のレベルで行なわれている条約の実行に関連したすべての活動を取りまとめる明確な任務および十分な権限を有する適切な統括機関、ならびに、すべての子どもおよび条約のすべての分野を対象とする評価および監視の機構を設置するべきであるとする、前回の勧告（前掲、14段落）を繰り返す。締約国は、当該統括機関に対し、その効果的運用のために必要な人的・技術的・財政的資源が提供されることを保障すべきである。

資源配分

10. 子どもの相対的貧困率がこの数年高いままできた事実に鑑み、かつ子どもの権利実現のための公共预算編成についての一般意見19号（2016年）を想起しながら、委員会は、締約国が、子どもの権利の視点を含み、子どもに対する配分額を明確に定め、かつ条約の実施のために割り当てられる資源配分の適切さ、効果および公平性の監視および評価を行なうための具体的指標および追跡システムを含んだ予算策定手続を確立するよう、強く勧告する。それに含まれるのは：

(a) 子どもに直接影響を与えるすべての支出の計画・決定・補正および実際の金額について、詳細な予算制約線および予算規則を定めること、

(b) 子どもの権利に関連する支出の報告・追跡・および分析を可能にする予算分類システムを用いること、

(c) サービス提供のための予算配分額の変動または削減によって、現在の子どもの権利を享受している水準が低下しないよう保障すること、

(d) 「子供・若者育成支援推進大綱」の実施のために適切な資源を配分すること。

データ収集

11. 締約国によるデータ収集の取り組みには留意しつつ、委員会はまた、いまなお欠落が存在することに留意する。条約の実施に関する一般的施策についての一般意見5号（2003年）を想起しながら、委員会は、締約国が、とりわけ子どもの貧困、子どもに対する暴力ならびに乳幼児期のケアおよび発達の分野など条約のすべての分野において、データが年齢・性別・障害・地理的立地・民族的出自および社会経済的背景別に細分化されているようにデータ収集システムを改善するとともに、そのデータを政策立案およびプログラム策定のために活用するよう、勧告する。

独立した監視

12. 地元のレベルで子どものためのオンブズパーソンが33機関設置されていることに留意しつつも、これらの機関は財政および人的資源の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が次の処置をとるよう勧告する：

(a) 子どもからの苦情を子どもに細心の注意を払うやり方で受理し、調査しかつこれを処理できる子どもの権利監視を専ら行なう機構を含んだ、独立人権監視機構の迅速な設置、

(b) 人権の保護及び促進のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）の全面的遵守が確保されるよう、資金・任務・および免責の関連も含めこの監視機関の独立を保障。

普及、意識啓発および研修

13. 意識啓発プログラムおよび子どもの権利についての広報宣伝活動を実施するために締約国が行なっている努力を認識しつつ、委員会は、締約国は以下を勧告する：

(a) とりわけ子どもと親の間に、しかし、立法手続および司法手続における条約の適用を保障するため立法府議員および裁判官に対しても、条約に関する情報の普及を拡大する、

(b) 教員、裁判官、弁護士、家庭裁判所調査官、ソーシャルワーカー、法執行官、メディア従事者、公務員およびあらゆるレベルの政府職員を含む、子どものためにおよび子どもとともに働くすべての者を対象として、条約およびその議定書に関する具体的な研修セッションを定期的実施する。

市民社会との協力

14. 締約国報告書の作成過程における市民社会との会合および意見交換を歓迎しつつも、委員会は、締約国が、市民社会との協力を強化し、かつ条約実施のあらゆる段階で市民社会組織を組織的に巻き込むよう勧告する。

子どもの権利と企業部門

15. 企業部門が子どもの権利に与える影響に関わる国家の責務についての一般意見16号(2013年)および2011年に人権理事会が承認したビジネスと人権に関する指導原則を参照しつつ、委員会は、締約国に以下を勧告する：

(a) 企業の権利と人権に関する国別行動計画を策定するに際しては、子どもの権利がそこに統合され、かつ、会社に対し、定期的な子どもの権利への影響評価ならびに協議を実施するよう保障すること、ならびに、その企業活動が及ぼす環境・健康関連・および人権への影響ならびにこれらの影響に対処するための計画を全面的かつ公的に開示することを保障すること、

(b) 子どもの権利にとって緊要な、労働および環境に関するものを含む国際規準の遵守について企業部門に説明責任を果たさせるための規則を採択しかつ実施すること。

(c) 旅行業界、メディアおよび広告会社、娯楽産業ならびに公衆一般と連携して、旅行および観光の脈絡における子どもの性的搾取防止について、意識啓発の広報宣伝活動を実施すること。

(d) 旅行代理店および旅行業界の間に、世界観光機関の世界観光倫理憲章を広く普及すること。

B. 子どもの定義 (第1条)

16. 女性および男性の双方について最低婚姻年齢を18歳と定めた民法改正には留意しながらも、委員会は、2022年にならなければ同改正が施行されないことを遺憾に思い、締約国が、それまでの間、条約に基づく締約国の義務にのっとり児童婚を完全に解消するために必要な当面の処置をとるよう勧告する。

C. 一般原則 (条約第2条、第3条、第6条および第12条)

差別の禁止

17. 委員会は、非婚の両親から生まれた子どもたちに同一の相続分を認めた民法の一部を改正する法律（2013年）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択（2016年）、および、審査の際に言及された意識啓発活動に留意する。委員会はさらに、強姦罪の構成要件を見直し、男子にも保護を与えた刑法改正（2017年）も歓迎するものである。しかしながら、委員会は以下につき依然として懸念する：

- (a) 包括的な反差別法が存在しないこと。
- (b) 非婚の両親から生まれた子どもたちの非嫡出性に関する、とくに出生届に関係した戸籍法の差別的規定が部分的に維持されていること、
- (c) 周縁化されたさまざまな集団の子どもたちに対する社会的差別が根強く残っていること。

18. 委員会は、締約国に対し、以下について強く要求する：

- (a) 包括的な反差別法を制定すること。
- (b) 非婚の両親から生まれた子どもたちの地位に関連する規定を含め、理由の如何を問わず子どもを差別しているすべての規定を撤廃すること。
- (c) とくに、アイヌ人たちを含む民族的少数者、同和地区の子どもたち、韓国/朝鮮人のような日本人以外の出自の子どもたち、移民労働者の子どもたち、女性と男性の同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー、半陰陽の子どもたち、婚外子および障害のある子どもたちに対して現実に行なわれている差別を減少させかつ予防するための、意識啓発プログラム、広報宣伝活動および人権教育を含む施策を強化すること。

子どもの最善の利益

19. 委員会は、子どもの最善の利益を第一義的に考慮に入れさせるという子どもの権利が、とくに教育・代替的養護・家族紛争・および少年司法において適切に統合されておらず、一貫して解釈され適用されておらず、そして、司法・行政・および立法機関が、子どもたちに関係したすべての決定において子どもの最善の利益を考慮しているわけではないことに留意する。子どもの最善の利益を第一義的に考慮に入れさせる子どもの権利についての一般意見14号(2013年)を想起しつつ、委員会は、締約国が、子どもに関連するすべての法律および政策の影響評価を事前ならびに事後に実施する手続を義務化する手続を確立するよう勧告する。委員会はまた、子どもに関わる個別の事案について、子どもの最善の利益についての評価を、多分野

から成るチームによって、関係した子ども本人の参加を義務付けて常に行なうことも勧告する。

生命、生存および発達に対する権利

20. 委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3 42 段落）を想起し、締約国に対し、以下を強く要求する：

(a) 子どもたちが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを保障する処置をとること。

(b) 子どもたちの自殺の根本原因に関する調査研究を行ない、予防処置を実行し、かつ、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること。

(c) 子どもたちの施設が適切な最低安全基準を守ることが保障されるとともに、子どもたちに関わる不慮の死亡または重傷事案について、自動的に・独立し・かつ公的な検証を導入すること。

(d) 交通・学校・および家庭内の事故を予防するための的を射た処置を強化し、交通安全・安全および応急手当の提供・ならびに小児緊急ケアの拡大を保障する処置を含む適切な対応を保障すること。

子どもの意見の尊重

21. 2016 年の児童福祉法改正が子どもの意見の尊重に言及していること、および、家事事件手続法が諸手続における子どもの参加に関わる諸規定を統合していることには留意しながらも、委員会は、子どもたちに影響を及ぼすあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

22. 意見を聴かれる子どもの権利についての一般意見 12 号(2009 年) を想起しながら、委員会は、締約国に対し、子どもへの脅迫および処罰を防止する安全策を講じつつ、意見をもてるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見に相応の重要性が与えられることを保障するよう強く要求する。委員会はさらに、締約国が、意見を聴かれる権利を子どもが行使できる環境を提供し、そして、家庭・学校・代替的養護および保健医療の現場、子どもに関わる司法および行政手続・ならびに地域共同体において、環境問題を含むすべての関係ある問題に関し、すべての子どもが有意義に、かつ力を与えられながら参加することを積極的に促進するよう、勧告する。

D. 市民的権利および自由（第 7 条、第 8 条および第 13～17 条）

出生登録および国籍

23. 持続可能な開発目標のターゲット 16.9 を想起しつつ、委員会は、締約国に以下を勧告する：

(a) 両親の国籍を取得できない子どもたちに対しても出生時に自動的に国籍を付与するため国籍法第2条(3)の適用範囲を拡大することを検討するとともに、非正規移住者の子どもたちを含む締約国に暮らすすべての子どもたちが適正に登録され、かつ法律上の無国籍から保護されることを保障するため、国籍および市民権に関わるその他の法律を見直すこと。

(b) 亡命希望者である子どもたちのように、登録されていないすべての子どもたちが教育・保健・その他の社会サービスを受けられるよう保障するために、必要かつ前向きな処置をとること。

(c) 無国籍の子どもたちを正しく特定しかつ保護するため、無国籍を認定する手続を開発すること。

(d) 無国籍者の地位に関する1954年条約、および無国籍の削減に関する1961年条約の批准を検討すること。

E. 子どもたちに対する暴力(第19条、第24条(3)、第28条(2)、第34条、第37条および第39条)

虐待、ネグレクトおよび性的搾取

24. 委員会は、性的虐待被害者のためのワンストップセンターを各都道府県に設置し、18歳未満を監護する者による性交および猥褻行為に関わる罪を新設した刑法第179条の改正を歓迎する。しかしながら委員会は、あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利についての委員会の一般意見13号(2011年)を想起し、かつ持続可能な開発目標のターゲット16.2に留意しつつ、子どもたちへの暴力・性的虐待・および搾取が高い水準で発生していることを懸念し、締約国が、子どもたちに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に優先的に取り組むこと、そして次のことを勧告する：

(a) 学校におけるものも含む虐待および性的搾取の被害児を対象とし、被害児に特有のニーズについて訓練を受けた職員によって支えられる、通報・苦情申立ておよび紹介のための子どもにやさしい機構の設置を加速してとり進めること。

(b) これらの事件を捜査し、かつ加害者を裁判にかける努力を強化すること。

(c) 性的搾取および虐待の被害児が汚名を着せられることと闘うための意識啓発活動を実施すること。

(d) 児童虐待を予防しこれと闘い、かつ被害児の回復と社会的再統合を図るた

めの包括戦略を策定するために、子どもたちが関与する教育プログラムを強化すること。

体罰

25. 委員会は、学校における体罰が法律で禁じられていることに留意する。しかしながら、委員会は以下を深刻に懸念する：

- (a) 学校における禁止が実効的に実行されていないこと。
- (b) 家庭および代替的養護の現場における体罰が法律で全面的に禁じられていないこと。
- (c) とくに民法および児童虐待防止法が適切な懲戒の使用を認めており、体罰の許容性については明確でないこと。

26. 委員会は、体罰その他の残虐または品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利に関する一般意見 8 号(2006 年) に留意しつつ、委員会の前回の総括的勧告 (CRC/C/JPN/CO/3 48 段落) を想起し、締約国に対し、以下について強く要求する：

- (a) 家庭、代替的養護および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面におけるあらゆる体罰を、いかに軽いものであっても、とくに児童虐待防止法および民法において、明示的かつ全面的に禁止すること。
- (b) あらゆる現場で実際に体罰を解消するための処置を強化すること。これには、意識啓発広報活動の強化や、積極的で、非暴力的かつ参加型の形態の子育てと躰の推進を含む。

F. 家族環境および代替的養護(第 5 条、第 9~11 条、第 18 条(1)および(2)、第 20~21 条、第 25 条ならびに第 27 条(4))

家族環境

27. 委員会は、締約国が、適切な人的・技術的・財政的裏づけのもとで、以下につき必要なあらゆる処置をとるよう勧告する：

- (a) 家族を支援し強化すること。これには、仕事と家庭生活との適切な均衡がとれるよう取り計らう等の手段を含み、十分な社会的援助・社会心理学的支援・相談業務を必要な家族に供与し、もって子どもの遺棄および施設措置を予防する。
- (b) 外国籍の親を含めて、子どもの最善の利益に合致する場合には、子どもたちの共同監護権を許容するように離婚後の親子関係を規定する法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の交流を維持する子どもの権利が定期的に行使できることを保障する。

(c) 例えば子どもの扶養費に関するような家事紛争における裁判所命令の法執行力を強化すること。

(d) 子およびその他の親族の扶養費の国際的回収に関する 2007 年 11 月 23 日のハーグ条約、扶養義務の準拠法に関する 2007 年 11 月 23 日のハーグ議定書、および、親責任および子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行および協力に関する 1996 年 10 月 19 日のハーグ条約の批准を検討すること。

家族環境を奪われた子どもたち

28. 委員会は、家族を基盤とする養育の原則を導入した 2016 年の児童福祉法改正、および、6 歳未満の子どもは施設に措置されるべきではないとする 2017 年の新しい社会的養育ビジョンの承認に留意する。しかしながら、委員会は以下について深刻に懸念する：

(a) 多数の子どもたちが家族から引き剥がされているとの報告があり、その引き剥がしは司法令状のないままですることができ、しかも児童相談所に最大 2 ヶ月間収容されることになること、

(b) 多数の子どもたちが、不適切な水準にあり、児童虐待の事案が報告されており、しかも外部による監督と評価の機構がない施設にいぜんとして収容されていること、

(c) 児童相談所がより多くの児童を受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブを有する疑惑があること、

(d) 里親に包括的な支援、適切な訓練と監督が与えられていないこと、

(e) 施設措置された子供たちが、その生みの親との接触を維持する権利を剥奪されていること、

(f) 児童相談所は、子供の生みの親がその子どもを引き剥がすことに反対した際、もしくは児相の措置に関する決定が児童の最善の利益に反するときに、家庭裁判所にその事案を申し立てるよう明確に指示されていないこと。

29. 子どもの代替的養護に関する指針[国連総会決議 64/142]に対して締約国の注意を喚起しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を強く要求する：

(a) 子どもが家族から引き剥がされるべきか否かの決定に際して、義務的司法審査を導入し、子どもの引き剥がしについて明確な基準を設定し、そして子どもたちを親から引き離すのは、それを保護するため必要で子供の最善の利益にかなっているときに、子供とその親を聴聞したあと、最後の手段としてのみなされるのを保障すること、

(b) 明確な日程表をもとにした「新しい社会的養育ビジョン」の迅速か

つ効果的な執行、6歳未満の子どもを手始めとする子どもの速やかな脱施設化および里親機関の設置を保障すること。

(c) 児童相談所において子どもたちを一時保護するやり方を廃止すること、

(d) 代替的養護の現場における子どもの虐待を予防し、これらの虐待について捜査を行ない、かつ虐待を行なった者を訴追すること、里親養育および児童相談所のような施設状況における子どもの措置について独立した外部審査を定期的に行なうことを保障すること、ならびに、これらにおける養護の質について、子どもの不当な取扱いの通報・監視および是正のためすぐに使えて安全な通報先を提供する手段などによって、これを監視すること、

(e) 財源を施設から里親家族のような家族的環境に振り向け直すとともに、すべての里親家庭が包括的な支援・十分な研修および監視を受けることを確保しながら、脱施設化を実行する自治体の能力を強化し、かつ同時に家庭を基盤とする養育体制を強化すること、

(f) 子どもの措置に関する実親の決定が子どもの最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申立を行なうよう児童相談所に明確な指示を与えるため、里親委託ガイドラインを改正すること。

養子縁組

30. 委員会は、締約国に以下を勧告する：

(a) 養子となる子どもまたは保護者の直系親族によるものを含むすべての養子縁組が裁判所による許可の対象とされ、かつ子どもの最善の利益にしたがって行なわれることを保障すること、

(b) 養子とされたすべての子どもを登記簿につけ、かつ国際養子縁組を扱う中央当局を設置すること、

(c) 国際養子縁組についての子の保護および協力に関するハーグ第33号条約(1993年)の批准を検討すること。

不法な移送および不返還

31. 委員会は、締約国が、子どもの不法な移送および不返還を予防しかつこれと闘い、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約と調和させ、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実行を確保するため、あらゆる必要な努力を行なうよう勧告する。委員会はさらに、締約国が、関連諸国、とくに締約国が監護または面会交流権に関する協定を締結している国々との対話および協議を強化するよう、勧告する。

G. 障害、基礎保健および福祉（第6条、第18条（3）、第23条、第24条、第26条、第27条（1）～（3）および第33条）

（・・・）

I. 特別な保護措置（第22条、第30条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条（b）～（d）および第38～40条）

亡命申請中、移住および難民の子どもたち

42. 国際移住という状況にある子どもたちの人権についての、全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する委員会の一般意見3号および4号（2017年）／子どもの権利委員会の一般意見22号および23号（2017年）の合併一般意見を想起しつつ、委員会は、前回の総括所見（CRC/C/JPN/CO/3 78段落）を想起し、締約国に以下を勧告する：

（a） その子どもたちに関連するすべての決定において子どもの最善の利益が最重要に考慮され、かつノンルフールマン原則[迫害の危険に直面する国への送還からの保護]の堅持を保障すること、

（b） 亡命申請中の親が収容され子どもたちから切り離されることを予防する法的枠組を確立すること、

（c） [保護者に]伴われていないか養育者から切り離された亡命申請中ないしは移民の子どもを収容を予防し、このような子どもたち全員を入管収容施設から直ちに解放することを保障し、かつこれらの子どもたちに居住場所、適切な養護および教育機会を提供するために、公式な機構設置等も通じた処置を直ちにとること。

（d） 亡命申請中および難民とくにその子どもたちに対するヘイトスピーチに対抗するための広報活動を展開すること。

売買、取引および誘拐

43. 委員会は、締約国に以下を勧告する：

（a） 子どもの人身売買の加害者を裁判にかけるための努力を強化し、子どもの人身売買の罪に対する処罰を強化し、かつ罰金をもって刑に代えることを認めないこと。

（b） 人身売買被害を受けた子どもが適正に特定され、かつ行政に紹介されることを確保するため、被害者の調査検討を強化すること。

（c） 人身売買被害を受けた子どもに対する、住む場所ならびに身体的・心

理的回復およびリハビリテーションのための子どもにやさしい包括的な援助を含む、特別な養護と援助の資源を増加させること。

少年司法の運営

44. 委員会は、再犯防止推進計画（2017年）に留意する。しかしながら、委員会は以下について深刻に懸念する：

- (a) 「刑事処罰に関する最低年齢」が16歳から14歳に引き下げられたこと、
- (b) 弁護人をつける権利が制度的に実行されていないこと、
- (c) 重罪を犯した16歳を超える子どもたちが成人刑事裁判所に送致されることがあること、
- (d) 14~16歳の子どもが矯正施設に拘禁されることがあること、
- (e) 「虞犯」少年とされた子どもたちがその自由を剥奪される場合があること、
- (f) 子どもたちに終身刑が科されており、かつ、仮釈放までに必要な最低期間よりも相当長く拘禁されるのが一般的であること。

45. 委員会は、締約国に対し、少年司法制度を条約ならびにその他関連規準に全面的にならうものとすることを強く要求する。とくに委員会は、前回の総括所見（CRC/C/JPN/CO/3 85段落）を想起し、締約国に対し、以下を強く要求する：

- (a) 子どもが罪を犯す根本的諸原因について研究し、予防処置を緊急に実行すること、
- (b) 「刑事処罰に関する最低年齢」をふたたび16歳に戻すことを再検討する情報とするため、2000年以降の子どもの犯罪傾向を研究すること、
- (c) 法律に抵触した子どもたちに対し、手続の早い段階で、かつ法的手続全体を通じて、有資格者による独立の立場からの法的援助の提供を保障すること、
- (d) いかなる子どもも成人刑事裁判所による審理の対象とされないことを保障するとともに、刑法上の罪に問われた子どもたちの事件において、司法前処理・保護観察・調停・カウンセリング・または地域奉仕活動など、非司法的処置の利用を増やし、かつ可能な場合にはいつでも、拘禁によらない刑を宣告すること。
- (e) 審判前および審判後の自由の剥奪が、最後の手段としてかつ可能なもっとも短い期間で用いられ、かつ、その取消しを視野に入れて定期的に再審査されることを保障し、とりわけ、
 - (i) 「虞犯」少年認定について見直し、かつこのような子どもたちの拘禁を止め

ること。

(ii) 子どもたちが行なった犯罪について、終身刑および不定期刑を用いることを見直し、かつ、最短の適切な期間のあいだ拘禁されることを保障するために、特別な仮釈放制度を適用すること。

子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書についての委員会の前回の総括所見以降の対応

46. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書に基づく締約国報告書についての2010年の委員会の勧告(CRC/C/OPSC/JPN/CO/1参照)を実施するために締約国が行なった努力には評価の意とともに留意しながらも、委員会は、締約国に以下の勧告をする：

(a) 明示的に性的な活動に従事する子どもたち、または主として子どもたちとして描かれている者の画像および表現、または性的目的で子どもたちの性的部位を描いたあらゆる表現の製造・配布・発信・提供・販売・アクセス・閲覧・所持を犯罪化すること、

(b) 「女子高生サービス」や児童エロチカのような、児童買春および子どもたちの性的搾取を促進しまたはこれにつながる商業活動を禁止すること、

(c) 加害者の責任および被害児童の救済を保障するため、オンラインおよびオフラインにおける子どもたちの売買、児童買春および児童ポルノに関連する犯罪を捜査し、訴追しかつ処罰するための努力を強めること、

(d) 性的虐待および搾取の被害児童に焦点をあてた良質で統合的なケアおよび援助を提供するため、ワンストップ危機センターへの資金および支援を引き続き増やすこと、

(e) 生徒・親・教員・および養護に従事する者を対象とした、新たな技術に関連するリスクおよび安全なインターネットの利用に関する、広報宣伝活動も含む意識啓発プログラムを強化すること、

(f) 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する特別報告者が行った勧告(A/HRC/31/58/Add.1、74段落)を実行すること。

武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書についての委員会の前回の総括所見以降の対応

47. 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書に基づく締約国報告書についての2010年の委員会の勧告(CRC/C/OPAC/JPN/CO/1)を実行するために締約国が行なった努力には評価の意とともに留意しながらも、委員会は、締約国が、選択議定書の諸規定に関する日本の自衛隊を対象とした研修を、とくに自衛隊が国連平和維持活動に参加する際に、引き続き強化するための具体的処置をとるよう勧告する。

J. 通報手続に関する選択議定書の批准

48. 委員会は、締約国が、子どもの権利がさらに十分満たされるようにする目的で、通報手続に関する選択議定書を批准するよう勧告する。

K. 国際人権文書の批准

49. 委員会は、締約国が、子どもの権利がさらに十分満たされるようにする目的で、締約国がまだ加盟していない以下の中核的人権文書の批准を検討するよう勧告する：

- (a) 市民的および政治的権利に関する国際規約の第1選択議定書。
- (b) 死刑の廃止を目指す、市民的および政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書。
- (c) 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書。
- (d) 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書。
- (e) 拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約の選択議定書。
- (f) すべての移住労働者およびその家族構成員の権利の保護に関する国際条約。
- (g) 障害のある人の権利に関する条約の選択議定書。

L. 地域機関との協力

50. 委員会は、締約国が、とりわけ東南アジア諸国連合の女性および子どもの権利の促進および保護に関する委員会と協力するよう勧告する。

IV. 実施および報告

A. フォローアップおよび普及

51. 委員会は、締約国が、この総括所見の内容となっている諸勧告の全面的

実行を保障するため、あらゆる適切な処置をとるよう勧告する。委員会はまた、第4・5回統合定期[政府]報告書、求釈明書に対する文書回答およびこの総括所見を同国の言語で広く入手できるようにすることも勧告する。

B. 報告およびフォローアップのための国内機構

52. 委員会は、締約国が、国際および地域人権機構への報告書を統括し作成すること、ならびにこれらの機構に関与すること、そして、条約上の義務ならびにこれらの機構から出された勧告および決定を国内でフォローアップし、その実行を統括し追跡することを任務とする常設の政府機関として、報告およびフォローアップのための国内機構を設置するよう、勧告する。委員会は、このような機関が専任の職員によって適切かつ継続的に支えられるべきであり、かつ、市民社会と組織的に協議する能力を持つべきことを強調する。

C. 次回の報告

53. 委員会は、締約国に対し、第6回・第7回統合定期[政府]報告書を2024年11月21日までに提出し、かつ、この総括所見のフォローアップについての情報を当該報告書に含めるよう招請する。報告書は、2014年1月31日に採択された委員会の条約別調和化報告ガイドライン（CRC/C/58/Rev.3）にしたがうべきであり、かつ21,200語を超えるべきではない（総会決議68/268第16段落参照）。定められた語数制限を超えた報告書が提出された場合、締約国は、前掲決議にしたがって報告書を短縮するよう求められることになる。締約国が報告書を見直し再提出する立場にないときは、条約機関による審査のための報告書の翻訳は保障できない。

54. 委員会はまた、締約国に対し、国際人権諸条約に基づく報告についての調和化ガイドライン（共通コアドキュメントおよび条約別文書についてのガイドラインを含む）に掲げられた共通コアドキュメントについての要件（HRI/GEN/2/Rev.6 第I章参照）および総会決議68/268の第16段落にしたがって、最新のコアドキュメントを、42,400語を超えない範囲で提出することも招請する。